

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|-----|----------------------------------|----|
| I | 米国（USTR）が日本との貿易交渉目的を公表・・・・・・・・・・ | 1 |
| II | TPP、日EU・EPAが発効・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| III | 通常国会が1月28日に開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |

今月号のあらまし

I 米国（USTR）が日本との貿易交渉目的を公表

12月21日、USTR（米国通商代表部）は日本との貿易協定交渉の目的を公表した。

「物品貿易」は項目の一つとされており、「サービス」、「投資」、「紛争解決」など22の項目から構成された包括的な方針を提示している。

農産物に関しては、具体的な品目や要求水準等への言及はなされていないものの、関税削減・撤廃や非関税障壁への対応による市場アクセスの改善について言及されている。交渉開始時期は3月以降という見方がされている。

II TPP、日EU・EPAが発効

TPP11、日EU・EPAについて、1月上旬（1～10日）の牛肉輸入量が前年1月の1か月分の半数に及ぶ高水準となった。また、小売業界や飲料メーカーで輸入ワイン等の販売を強化する動きが出始めている。

II 通常国会が1月28日に開会

通常国会が1月28日に召集され、会期は6月26日までの150日間となる。通常国会に提出される農林水産関連法案は4本が予定されている。

農地中間管理事業法改正案については、1月24日以降、2月上旬までに与党協議、中旬に閣議決定と国会提出が見込まれる。

I 米国（USTR）が日本との貿易交渉目的を公表

— 対象項目は“物品”に限らず —

1. USTRによる対日交渉目的の公表

- 12月21日、USTR（米国通商代表部）はパブリックコメントや公聴会の意見をふまえ、日本との貿易協定交渉の目的（以下、交渉目的）を公表した。
- 交渉目的の公表は、TPA（貿易促進権限）法で規定された手続きの一つであり、公表後30日を経て交渉開始が認められる。このため、日米交渉の場合、1月20日以降に交渉開始が可能となった。

2. 内容

(1) 基本姿勢（交渉目的のタイトル・導入部分）

- 公表された交渉目的のタイトルには、**United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations**（米日貿易協定 交渉）と明記されており、全文にわたって日本政府が主張していた日米物品貿易協定（TAG）とするような表現は登場しない。
- 冒頭、導入部分において、「私たちは、米国の優先事項および米国議会が制定した交渉目的に従って、これらの交渉を米国の消費者、企業、農家、牧場主、および労働者に対してタイムリーかつ実質的な結果をもって締結することを約束する。」と明記されている。

(2) 対象項目（交渉目的の目次）

- 目次において「物品貿易」は項目の一つとされており、「サービス」、「投資」、「紛争解決」など22の項目から構成された包括的な方針を提示している。

【交渉目的の目次に記載された項目】

- | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|----------------------|--------|--------|
| ・ <u>物品の貿易（鉱工業製品ならびに農産物）</u> | | | | |
| ・ 衛生植物検疫措置（SPS） | ・ 税関、貿易円滑化、原産地規則 | | | |
| ・ 技術的な貿易障壁（TBT） | ・ 優れた規制慣行 | | | |
| ・ 透明性、公表、行政 | ・ <u>サービス貿易（通信、金融サービスを含む）</u> | | | |
| ・ 物品、サービス、越境するデータ移動におけるデジタル貿易 | | | | |
| ・ 投資 | ・ 知的財産 | ・ 製薬、医療機器における手続きの公平性 | | |
| ・ 国営企業、統制企業 | ・ 競争政策 | ・ 労働 | ・ 環境 | |
| ・ 汚職防止 | ・ 貿易救済 | ・ 政府調達 | ・ 中小企業 | ・ 紛争解決 |
| ・ 一般規定 | ・ 通貨 | （計22分野） | | |

(3) 農産物・金融サービスに関する主な記載内容

- 農産物に関しては、具体的な品目や要求水準等への言及はなされていないものの、関税削減・撤廃や非関税障壁への対応による市場アクセスの改善について言及されている。
- サービスに関しては、通信、金融、その他（宅配サービス、港湾サービス等）の分野に関心が示されている。このうち、金融サービスについては、「公平で開かれた金融サービス貿易の条件が得られるよう、競争力ある市場機会を拡大」「公平に運営された金融規制手続きを確保」等と記載されている。

【農産物・金融サービスに関する記載を抜粋】

【物品貿易】

- －米国貿易収支を改善し、日本との貿易赤字を削減する
- －輸出入ライセンス手続きの透明化を向上させる
- －貿易の歪曲を防ぐため、輸出入の独占を抑制する

(鉱工業製品は略)

(農産物)

- －関税削減又は撤廃により、日本における米国産農産物の包括的な市場アクセスを確保する。
- －米国にとって輸入することがセンシティブな農産品について、関税削減交渉を開始する前に議会と緊密な協議を行い、それらの品目に合理的な調整期間を設ける。
- －米国の市場アクセス機会を不当に減じさせる、あるいは米国に被害を与える形で農産品市場を歪める諸慣行を撤廃する。(以下を含む)。
 - ・米国産農産物を差別する非関税障壁
 - ・国家貿易企業又は国有企業(SOEs)及びその他管理制度による不公正な又は貿易歪曲的な活動。内部相互補助、価格差別及び価格切下げを終わらせるために、国家貿易企業その他同様の制度の運営に透明性を求めることに重点を置く。
 - ・関税割当ての運用における制限的な規則
- －規制・基準の不必要な差異に伴う負担を減らすため、より一層の規制調和を促進する(適当な場合における規制協力を通じたものを含む。)
- －農業バイオテクノロジーにより開発された製品の貿易について具体的な約束を確立する(透明性に関する事項、微量混入問題の管理及び農業バイオテクノロジーに関する情報交換・協力強化の仕組みを含む。)

【電気通信・金融を含むサービス貿易】

- －サービス取引に公正で開かれた条件を提供する、以下を通じた安全な約束以下を禁止する規則を含む、すべてのサービス部門に適用される規則。
 - ・外資系サプライヤーに対する差別。
 - ・市場におけるサービス提供者数の制限。
 - ・国境を越えたサービス供給業者が現地でのプレゼンスを確立するための要件。
日本における米国の配送サービス提供者の活躍の場を広げるのを助けるための規則を含む、分野別の専門分野。
中核分野からの例外が必要な場合は、ネガティブリストベースで、米国企業への影響を最小限に抑えながら、可能な限り最も狭い例外について交渉する。
- －米国の海事サービスに対する不適合措置を含む、米国の不適合措置に対する柔軟性を

| |
|--|
| <p>維持する。</p> <p>－日本における規制手続きの透明性と予測可能性を向上させる。</p> <p>(電気通信サービスは略)</p> <p>(金融サービス)</p> <p>－<u>米国の金融サービス提供者がより公正で開かれた金融サービス貿易の条件を得られるよう、競争力ある市場機会を拡大する。</u></p> <p>－双方の国の金融サービスにかかる規制手続きの透明性、予測可能性を改善するとともに、金融規制の手法が公平に運営されることを確保する。</p> <p>－越境するデータ移動の規制、現地のコンピュータ施設の使用や導入の要求といった金融サービス部門の手続きを課さない最先端の対応を含める。</p> |
|--|

3. 想定される第1回交渉会合の議題と時期

- 第1回の交渉会合の主要議題は交渉領域の設定やすすめ方等になると想定される。
- 第1回交渉の時期に関しては、以下のような米国側の事情等により、交渉開始は3月以降にずれ込むとの見方もある。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ライトハイザー代表は3月1日を期限とする米中貿易協議も担当（米中間で協議の難航が想定されている） ・民主党が下院多数党となった議会において、カナダ・メキシコとのUSMCAの議会批准への対応が必要 |
|---|

- また、3月に米中貿易協議が期限内にまとまっても、我が国において交渉を担当する茂木T P P担当相は重要閣僚として通常国会の予算審議に出席することから4月以降との報道もある。

4. J Aグループの今後の対応

- わが国においては、通常国会において、日米交渉に関しても論戦が行われると想定される。その際、閣僚等による答弁内容について、整理・分析を行っていく。
- J Aグループとしては、政府に対して、昨年9月末に日米共同声明に際して発表した全中会長談話にもとづき、以下の2点を中心に要請を行うこととする。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物に関して、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容以上の譲歩がないことを日米共同声明では明確に確認しており、政府はこれを踏まえた結論を得るため断固たる姿勢で交渉に臨むべき ・生産現場の不安を助長しないよう、政府は交渉過程について可能な限りの透明性確保を徹底すべき |
|---|

5. 米国が取り組むその他の貿易交渉等

(1) 米中貿易協議（90日間協議）の動向

- 12月1日、トランプ大統領と習国家主席は、米国は中国製品に対する追加的な関税引き上げ措置を保留し、中国が知的財産権の保護など5分野の構造的改革に関する閣僚級協議の開始に合意したと発表した。

- その後、USTRは、米中協議の期限を3月1日までの90日間とし、合意に至らなければ3月2日以降中国からの輸入品2千億ドル相当に対する関税を25%に引き上げると表明した。

(2) 米国・メキシコ・カナダ貿易協定の動向

- 11月30日、米・メキシコ・カナダの3カ国は、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉の末合意した米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に署名した。今後は、それぞれの国で批准に向けた手続きが行われることとなる。

(3) 米・EU貿易交渉の動向

- USTRは、日米貿易交渉開始と並行してEUおよびイギリスとの貿易交渉開始に向けた手続きを進めている。

- 1月11日、USTRはEUとの貿易協議に関する交渉目的を正式に公表した。対象分野の候補として計24項目あげており、EUが慎重な姿勢を示していた農業分野についても「農産品の包括的な市場開放の確保」として明記された。

Ⅱ TPP、日EU・EPAが発効

— 牛肉・ワイン等の輸入増加の懸念 —

1. TPP委員会の開催

- 12月30日、TPP11が発効した。TPP11の主な合意内容は以下の通り。

【TPP11の主な合意内容】

| 品目 | 合意内容 | 現行 | 発効時(1年目) | 最終年 |
|--------------------------|-------------------|----------|---------------------|--------------------------|
| 米 | オーストラリアに無税輸入枠 | 0t | 6,000t | 8,400t(13年目) |
| 小麦 | カナダ、オーストラリアに無税輸入枠 | 0t | カナダ4万t、オーストラリア3.8万t | カナダ5.3万t、オーストラリア5万t(7年目) |
| 大麦 | 無税輸入枠 | 0t | 2.5万t | 6.5万t(9年目) |
| 牛肉 | 関税下げ | 38.5% | 27.5% | 9%(16年目) |
| 豚肉 | 高価格品の関税(従価税)下げ | 4.3% | 2.2% | 撤廃(10年目) |
| | 低価格品の関税(従量税)下げ | 1kg 482円 | 125円 | 50円(10年目) |
| バター・脱脂粉乳 | 低関税輸入枠 | 0 | 6万t | 7万t(6年目) |
| 加糖調製品 | 低関税・無税輸入枠 | 0 | 6.2万t | 9.6万t(11年目) |
| ブドウ | 関税即時撤廃 | 7.8~17% | — | — |
| 梨 | | 4.8% | — | — |
| 桃、柿、イチゴ、メロン | | 6% | — | — |
| キウイフルーツ | | 6.4% | — | — |
| トマト、ピーマン、レタス、セルリー、ブロッコリー | | 3% | — | — |
| ジャガイモ | | 4.3% | — | — |

※輸入枠は年間の相当量。実際は月割り

(日本農業新聞記事(2018年12月31日)より)

- 1月19日、TPP委員会の初会合が東京で開催された。新規加盟の手続きを決め「新たなエコノミー(国・地域)の加入を通じて協定を拡大していく強い決意を確認した」とする共同声明を採択した。
(共同声明は別紙1の通り)
- 同委員会は、協定発効後の最高意思決定機関であり、国内手続きを完了し、60日たった「締約国」が正式メンバーとなる。現時点ではメキシコと日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国が委員国である。
- 新規加盟の手続きにかかる基本的な流れは以下の通り。
(詳細は別紙2の通り)

【TPP新規加盟にかかる手続きの基本的な流れ】

- ・新規加盟を希望する国は協定窓口国のニュージーランドに通知する。
- ・全締約国が合意すれば同委員会で加盟交渉を担う作業部会を立ち上げる。
- ・農産物などの関税は、希望国と各締約国の2国間交渉を中心に進める。
- ・正式加盟の是非は再び委員会を開き決める。
- ・その後、希望国と締約国が議会承認などの国内手続きを完了させ、60日後に正式に加盟する。

- なお、2019年は日本が議長を務め、2020年は副議長、2021年は議長、2022年は副議長を務める。
- TPPでは、米国の復帰が見込まれない場合に牛肉セーフガードの発動基準やバター・脱脂粉乳の輸入枠を見直す再協議規定があるが、茂木TPP担当相からは、11か国の閣僚らが出席した共同会見において再協議に対して否定的な発言があった。

2. 日EU・EPAが2月1日に発効

- 12月21日、日EU・EPAについて、双方の国内手続きが完了したことを相互に通告し、2019年2月1日に協定の効力が生じることとなった。
- 日本にとって、日EU・EPAは、既に発効しているシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア及びモンゴルとのEPA、TPP11に続き、17番目に発効するEPAとなる。
- 日本が参加する貿易協定および今後想定される貿易協定の動向は以下の通り。

【日本が参加する貿易協定および今後想定される貿易協定の動向】



(日本農業新聞記事(2018年12月17日)より)

3. JAグループの今後の対応

- TPP11、日EU・EPAについては、農産物の関税削減・撤廃による農産物輸入や国内の需給・価格動向を注視し、その動向によって必要な対応を検討する。
- 1月18日に財務省が発表した1月上旬（1～10日）の牛肉輸入量は、オーストラリアやカナダなどから1万トンが輸入され、正月休みによる実質5日の営業日で、前年1月の1か月分の半数に及ぶ高水準となった（2019.1.19 日本農業新聞）。
- また、小売業界で輸入物の販売を強化する動きが出始めており、イオンは18日から420店舗で「日欧EPA発効記念先取りセール」として、EU産のワインの値下げセールを実施する。飲料メーカーも相次いでワインの価格改定を実施する（2019.1.19 日本農業新聞）。

**Comprehensive and Progressive Agreement for
Trans-Pacific Partnership
Ministerial Statement**

Tokyo, Japan, January 19, 2019

**環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
閣僚声明（仮訳）**

2019年1月19日、於：日本国・東京

Ministers and Senior Officials representing Australia, Brunei Darussalam, Canada, Chile, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Peru, Singapore and Viet Nam, expressed delight at the entry into force of the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (hereinafter referred to as “the Agreement”) on December 30, 2018, and are pleased to announce that the 1st Commission meeting of the Agreement has been held successfully today.

オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムを代表する閣僚及び政府高官は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「本協定」という。）が2018年12月30日に発効したことに対する喜びを表明し、本日、本協定の第1回委員会会合が成功裏に開催されたことを発表することを嬉しく思う。

Ministers expressed their firm commitment to fully implement the Agreement, which sends a strong signal in support of free trade; puts in place high-standard and well-balanced rules suitable for the 21st century; boosts economic growth; and benefits businesses, consumers, families, farmers and workers from their nations. Ministers were confident that the decisions made by the Commission will contribute to ensuring the smooth implementation of the Agreement and promote its expansion over time.

閣僚は、自由貿易を支持する強いシグナルを発し、21世紀にふさわしい高い水準でバランスの取れたルールを整備し、経済成長を促進し、我々の国の企業、消費者、家族、農業事業者及び労働者に対し利益をもたらす本協定を完全に履行することに対する確固たるコミットメントを表明した。閣僚は、委員会によってなされた決定が、協定の円滑な実施を確実にすることに寄与すること及び長期的な拡大を促進することを確信した。

Ministers reaffirmed the importance of maintaining strong solidarity in vigorously promoting free trade and economic integration in the Asia-Pacific region and beyond. In this context, Ministers welcomed the early ratification and implementation by seven Signatories and expressed their hope that the Agreement will enter into force for all Signatories at the earliest possible date.

閣僚は、アジア太平洋地域において、そしてそれを越えて、自由貿易及び経済統合を力強く推進するにあたり、我々の強固な結束を維持する重要性を再確認した。この文脈で、閣僚は、7の署名国による早期の締結及び実施を歓迎し、本協定が可能な限り早期に全ての署名国について発効することにつき希望を表明した。

Amid growing concerns over recent trends toward protectionism, Ministers shared the view that it is of paramount importance to maintain and further strengthen the principles of an effective, open, inclusive and rules-based trading system.

閣僚は、最近の保護主義的傾向への懸念の高まりの中で、効果的で、開かれた、包摂的な、ルールに基づく通商システムという原則を維持し、更に強化していくことが最重要であるということに一致した。

Ministers reiterated that the Agreement is open to all economies which accept these principles and are willing to meet the high standards of the Agreement and confirmed their strong determination to expand the Agreement through the accession of those new economies.

閣僚は、本協定は、これらの原則を受け入れ、かつ、本協定の高い水準を満たす意志がある全てのエコノミーに開かれていることを繰り返し表明し、これらの新たなエコノミーの加入を通じて本協定を拡大していくという強い決意を確認した。

In adopting the above statement, Ministers recognised that Malaysia is still evaluating the Agreement and its decision concerning its ratification.

上記の声明の採択にあたり、閣僚は、マレーシアが、本協定及びその締結に関する決定を評価している最中であることを認識した。

Ministers celebrated the successful conclusion of the 1st Commission meeting and recognised it as a great start toward building a strong platform of high-standard rules for the region and beyond.

閣僚は、第1回委員会会合が成功裏に終了したことを祝福し、それが我々の地域のため、及びそれを越えて、高い水準のルールの強固なプラットフォームの創出に向けた重要な出発点となると認識した。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP） 加入手続

1. 加入希望エコノミーによる通報

1.1 加入希望エコノミーは、正式な要請を提出する前に、CPTPPへの参加に係る関心について、非公式に全てのCPTPP署名国と意見交換することが奨励される。

1.2 加入希望エコノミーは、CPTPPの寄託者（以下「寄託者」という。）であるニュージーランドにCPTPPへの加入交渉を開始するための正式な要請（以下「加入要請」という。）を通報しなければならない。

1.3 寄託者は速やかに受領を確認し、他のCPTPP署名国¹に加入要請を共有する。

2. 加入手続開始要請

2.1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会（以下「委員会」という。）は、第27・3条（意思決定）及び第27・4条（委員会の手続規則）に整合的な態様で、加入希望エコノミーが加入要請を行った日の後合理的な期間内に当該加入希望エコノミーとの間で加入手続を開始するかどうかを決定する。決定は公表されなければならない。

2.2 その後の委員会及び加入作業部会での議論を円滑に進めるために、加入希望エコノミーは、関心分野についての各締約国の質問や懸念に対処するため、各締約国と協議することが奨励される。これらの協議は、交渉手続を構成しない。

2.3 委員会が加入希望エコノミーとの間で加入手続を開始することを決定した場合には、委員会は、当該加入希望エコノミーの加入を交渉するための作業部会（以下「加入作業部会」という。）を設置する。

2.4 委員会が加入手続の開始についてコンセンサスに達することができない場合には、加入希望エコノミーは締約国との協議を継続することができる。委員会は、その後、当該加入希望エコノミーについての加入作業部会を設置するかどうかを決定できる。

¹ 全ての締約国は、CPTPP署名国間で結束を維持すること及び意思決定の過程において全てのCPTPP署名国を含むことの重要性を再確認する。2019年の間は、CPTPPが未だ効力を生じていないCPTPP署名国は、加入に関する関連会合に出席し、かつ、参加することができる。加入に関する問題についての決定は、当該署名国から表明された見解を十分に考慮しつつ、締約国によって行われる。

3. 加入作業部会

3.1 加入作業部会は、各締約国の政府の代表者から成る。加入作業部会の議長はコンセンサス方式によって任命される。

3.2 委員会は、個々の加入希望エコノミーについて個別の加入作業部会が必要か又は手続を単一の加入作業部会に統合することができるかどうかについて決定することができる。加入作業部会は、委員会からの指針を求めることができる。

3.3 加入作業部会の第1回会合において、加入希望エコノミーは、CPTPPの義務を遵守するためにそれまでになされた努力を証明し、また、自国の国内法令に対して行う必要がある追加的変更を特定する。

3.4 加入作業部会の第1回会合の日から30日以内に、加入希望エコノミーは、市場アクセスのオファー及び適合しない措置（NCMs）（物品、サービス、金融サービス、投資、ビジネス関係者の一時的な入国、政府調達及び国有企業に関するもの）を加入作業部会に提出する。加入希望エコノミーのオファーが3.5に特定するベンチマークに合致しているとみなされる場合には、締約国は、加入希望エコノミーに対する自国の市場アクセスの約束を確認又は提出する。

3.5 加入希望エコノミーは、加入作業部会を通じて又は（適当な場合には）二国間で、市場アクセスのオファーの交渉を行うとともに、どのようにベンチマークを満たすかを示す。

3.6 交渉終了の後、加入作業部会は、適時に、当該加入希望エコノミーのCPTPPへの加入に関する条件について委員会に対して報告書を提出する。当該報告書は、加入作業部会において、コンセンサス方式によって承認される。

4. 委員会の承認

4.1 委員会は、加入作業部会によって提出された加入希望エコノミーのCPTPPへの加入のための条件を承認するかどうかをコンセンサス方式によって決定する。委員会は、加入のための条件を承認し、及び加入希望エコノミーに対して締約国となるよう招請する決定を採択する場合には、当該加入希望エコノミーが加入のための条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託することができる6箇月の期間（当該期間は、締約国の合意により延長することができる。）を特定する。

4.2 委員会の議長は、加入希望エコノミーに対して、当該加入希望エコノミーのCPTPP参加要請に関する委員会決定を正式に通知する書簡を送る。

4.3 加入希望エコノミーは、関係する国内法上の手続を完了した後、加入書を寄託者に寄託する。また、当該加入希望エコノミーは、CPTPPの義務を遵守するために必要な自国の国内法令の全ての変更が完了したことを示すべきである。

4.4 各締約国は、加入希望エコノミーをCPTPPの締約国として受け入れるための関係する国内法上の手続を完了した時に、寄託者に通報しなければならない。

4.5 加入希望エコノミーは、(a)当該加入エコノミーが加入のための条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託した日又は(b)全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日のいずれか遅い日の60日後にCPTPPの締約国となる。一又は二以上の締約国の承認手続において著しい遅延があった場合、委員会は異なる取決めを決定することができる。

5. ベンチマーク

5.1 加入希望エコノミーは、

(a) CPTPPに含まれる全ての既存のルールに従うための手段を示さなければならない、また、

(b) 物品、サービス、投資、金融サービス、政府調達、国有企業及びビジネス関係者の一時的な入国についての最も高い水準の市場アクセスのオファーを与えることを同意しなければならない。これらのオファーは、貿易、投資及び経済成長を促進し、また、効率性、競争及び発展を促進しつつ、締約国と当該加入希望エコノミーとの互恵的な関係を強化するバランスのとれた結果の中で、各締約国にとって商業的に意味のある市場アクセスを提供しなければならない。

5.2 CPTPP原署名国によって合意された関税並びに他の物品及びサービス貿易への障壁の撤廃を通じた包括的な市場アクセスを約束するとの目標は、加入希望エコノミーによる約束の水準の指針となるべきである。

Ⅲ 通常国会が1月28日に開会

— 農地中間管理事業法改正案は2月中旬までに国会提出 —

1. 国会の動向について

- 1月18日、菅官房長官は衆参両院の議院運営委員会理事会に出席し、通常国会を28日に召集することを伝達した。会期は6月26日までの150日間となる。なお、夏の参議院選挙は「7月4日公示、21日投開票」の日程が軸と報道されている。
- 通常国会に提出される政府法案は60本程度とする方向で調整に入っているとされており、農林水産関連法案は以下の4本が予定されている。

【次期通常国会に提出が予定される農林水産関連法案】

- ・ 農地中間管理事業法改正案
(5年後見直しのとりまとめを踏まえたもの)
- ・ 農業用ため池管理・保全法案
(安全対策のためにため池の管理強化等をするもの：仮称・新法)
- ・ 特定農産加工業経営改善臨時特別措置法改正案
(6月末の期限を延長するもの)
- ・ 国有林野管理経営法改正案
(民間事業者に国有林の伐採採取権を付与する等を踏まえたもの)

- 農地中間管理事業法改正案については、2月上旬までに与党協議、中旬に閣議決定と国会提出が見込まれる。
- 国会提出後の法案審議を経て、早ければ4月上旬には公布。施行日は2019年10月(施行日①)と2020年4月(施行日②)の2段階が想定される。

農政をめぐる情勢

平成31年1月28日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉